

常勤理事退職金支給規程

この内規は、財団法人日本健康・栄養食品協会に常勤する理事の退職金支給に関する事項を定める。

第 1 条 退職金は、下記の場合に支給する。

- 一 任期満了により理事を解任したとき。
- 二 理事を辞任したとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 本人の都合により事務局の職務を辞任したとき。
- 五 己むを得ない業務上の都合により、事務局の職務を解任したとき。

第 2 条 前項以外の解散又は行政措置に基づく業務縮小等による事務局職務の解任の場合は、理事会の議決に基づき、別の定をすることができる。

第 3 条 事務局職務の解任又は辞任（理事の解任又は辞任を含む）の理由が円満でない場合は、理事長がこれを別に定めることができる。

第 4 条 退職金は、次により算定する。

- 一 退任時の報酬年額を月割で計算した額の50%に相当する額に次の加算率並びに勤続期間（年数）を乗じて得た額を退職金とする。

加 算 率

理事期間 5年まで 加算率 2.5

理事期間 5年以上 加算率 3

- 二 勤続期間（年数）算定は、事務局の職務に就任の日から起算し退任の日までとし、1ケ年未満の端数があるときは、月割で計算し、1ケ月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第 5 条 特に功績が顕著な常勤理事に対しては、第 4 条により計算した額の20%の範囲内の金額を同条の額に加算した額を以て退職金の額とすることができる。

第 6 条 第 4 条から前条までの規定により算定した退職金の額が、その者の退職時の年俸に2.0を乗じて得た額を超えるときは、この2.0 を乗じた額を支給額とする。

第 7 条 退職金は、退任後 1 ケ年以内において分割して支払うことができる。

第 8 条 死亡した場合に支給する退職金は、労働基準法による遺族補償を受けるべき順位により支払う。

附 則

この内規は昭和61年 4 月 1 日より適用する。

この改正内規は平成11年 4 月 1 日より適用する。

この改正内規は平成19年 4 月 1 日より適用する。